

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年6月10日（令和7年（行個）諮問第154号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行個）答申第82号）

事件名：本人の労災請求に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号15の各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った令和7年1月27日付け6北労個開第184号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人が特定又は推測されるおそれのある情報、審査請求人の就業時の状況等に関する機微情報については省略する。

原処分で不開示とした部分については、私の知り得る内容であるものと思料され、開示したからといって事業場に不利益があるとは思えず、労働基準監督署の業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないため。

（1）特定労働基準監督署特定担当者がまとめた特定障害の業務起因性判断のための調査復命書にある審査請求人申述が正しくない為

（2）理由

（中略）

○ 特定事業場への聞き取り調査部分は、全て黒塗りで聞き取り内容がわからない

パワハラやイジメをしている人にやりましたか？と聞いてやりましたと言う人がいるのでしょうか？同じ部署で働いていた人に聞き取りしているのでしょうか？

少なくとも特定部署全体の聞き取りをしていないと思う（会社の

同僚確認済み)

(中略)

その後数回にわたり話し合いがあり特定年特定月約1ヶ月後に労災でとの事になり自分で特定労働基準監督署に行き翌月受付になった。少なくとも1ヶ月以上の時間がありその前に起こった情報収集対策(情報統制)等が行われたことは、あきらかである 言うなれば労災隠し いや労災つぶしです

この様な情報を伝えていたにも関わらず調査が部分的であり不完全なものである

特定事業場寄りの調査であり黒塗り部分の開示を求める

- 今回特定労働監督署の調査は不十分で適切さを欠き無理に項目あてはめ弱、中だとか 十分な調査がされず 一件々内容が違い無理に項目当てはめるが 仕事中におきている件でじりじり追い詰められ心身の疲弊 (中略)は、事実であり業務起因は間違いなく、強である 同じ条件でテストしたならまともな人間の(中略)は、簡単に壊れることは、容易に想像ができる

労働監督署は、会社では、なく 働く人間の味方であってほしかった

これだけの大问题 人が命をかけた件で開示一部不可は、知る権利を不当に奪うものであり あらためて開示請求致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人(以下、第3において「請求人」という。)は、開示請求者として、令和6年11月23日付け(同年12月2日受付)で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、「請求人の特定疾患に関わる労災請求に対して、特定労働基準監督署長が業務上外を決定する際に同労働基準監督署で作成された特定障害の業務起因性判断のための調査結果復命書及び添付書類」に係る開示請求をした。

- (2) これに対し、処分庁が令和7年1月27日付け6北労個開第184号により一部開示決定(原処分)をしたところ、請求人は、これを不服として、同年3月7日付け(同月13日受付)で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示理由の法の適用条項の一部を法78条1項3号ロ及び同項7号柱書きに改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報「請求人が発症した特定疾患に関し特定労働基準監督署長に対し行った労災請求について、業務外と決定する際に作成した『特定障害の業務起因性判断のための調査復命書及び添付書類』」に記録された請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号9の①及び文書番号10の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の④、文書番号2の①、文書番号3の①、文書番号4の③、文書番号7の①、文書番号9の③及び文書番号10の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求人以外の特定個人から聴取した内容に関する内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の⑥、文書番号4の①、文書5の②、文書番号6の②、文書番号8の①、文書番号9の②及び文書番号14の①の不開示部分は、請求人以外の氏名、役職、印影、特定個人と特定医療機関とのやりとりに関する記録等、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、文書番号4の②、文書番号5の①、文書番号6の④及び文書番号14の②の不開示部分は、特定法人Aの組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当

する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の③、文書番号１０の②、文書番号１１の①、文書番号１２の①、文書番号１３の①及び文書番号１４の③の不開示部分は、特定法人Ａの業務内容等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法７８条１項３号イに該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号６の①の不開示部分は、特定法人Ａの印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法７８条１項３号イに該当する。

(エ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の⑤、文書番号６の③及び文書番号１５の①の不開示部分は、特定法人Ａ及び特定法人Ｂが一般に公にしていらない情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法７８条１項３号ロに該当する。

ウ 法７８条１項７号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②、文書番号９の①及び文書番号１０の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ア）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の④、文書番号２の①、文書番号３の①、文書番号４の③、文書番号７の①、文書番号９の③及び文書番号１０の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、

請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、請求人以外の第三者が把握・認識している事実関係について申述等することを躊躇し、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

- （ウ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の③、文書番号１０の②、文書番号１１の①、文書番号１２の①、文書番号１３の①及び文書番号１４の③の不開示部分は、特定法人Ａの業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、特定法人Ａの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（ウ）（原文ママ）で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

- （エ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の⑤、文書番号６の③及び文書番号１５の①の不開示部分は、特定法人Ａ及び特定法人Ｂが一般に公にしていない情報であり、行政機関の要請を受けて、その内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（エ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、

これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

エ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の⑦、文書番号３の②、文書番号４の④、文書番号６の⑤、文書番号７の②、文書番号１０の④、文書番号１１の②、文書番号１４の④及び文書番号１５の②は、法７８条１項各号のいずれにも該当しないから、新たに開示するのが妥当である。

オ 小括

上記ア～エのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法７８条１項該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

４ 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示理由の法の適用条項の一部を法７８条１項３号ロ及び同項７号柱書きに改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和７年６月１０日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月２５日 | 審議 |
| ④ 令和８年６月１５日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年７月３日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、別表の３欄のとおり、不開示部分の一部を開示するが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は法７８条１項２号、３号イ及びロ並びに７号柱書きに該当し、なお不開示とすべきである旨説明することから、以下、本件対

象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分前に、審査請求人に対して特定労働基準監督署長の意見書（以下「署長意見書」という。）が送付されているとのことであった。そうすると、審査請求人は、原処分より前に、署長意見書に記載されている内容を承知しているものと認められることから、以下の検討においては、署長意見書の内容も踏まえることとする。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の５欄に掲げる部分）について

ア 通番３の５欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書の添付資料リストに記載された資料の名称であり、文書番号１５の②の文書の一部として特定された文書の表題及び当該文書の宛先である法人名（特定法人Ｂ）が記載された部分であると認められる。

そして、諮問庁が新たに開示する旨説明する（上記第３の３（２）エ）文書番号１５の②（６１頁）の不開示部分には、当該表題が含まれていることが認められる。さらに、当該表題の文書の宛先となり得る法人は、新たに開示される文書の内容に鑑みれば審査請求人が容易に知り得る特定の法人であることは明らかである。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番４の５欄に掲げる部分及び通番１８の５欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取した聴取書等の記載及びそれを引用した調査復命書の記載の一部である。

当審査会において、諮問庁から署長意見書の提示を受けて確認すると、その一部に、被聴取者の発言をかぎ括弧で囲んで引用する形式で記載されている通番４の５欄のⅰの各頁の記載と同じ内容が、審査請求人以外の関係者の氏名をアルファベットに置き換えて記載されていることが認められる。また、署長意見書の一部には、通番４の５欄のⅱの部分の記載と同じ内容の記載が認められる。

そうすると通番４の５欄のⅰ及びⅱの部分、加えて通番４の５欄の

i の部分の聴取内容の引用元となる通番 4 の 5 欄の iii 及び通番 1 8 の 5 欄に掲げる部分に記載された情報については、署長意見書で既に審査請求人に対して明らかにされた情報であるといえ、また、当該情報がその部分に記載されていることも、開示されている部分の記載等から容易に推測可能であって、それ自体を秘匿すべき事情は認め難い。

特定労働基準監督署が自らの責任で発出した署長意見書において審査請求人に明らかにしている情報と実質的に同一の情報は、法 7 8 条 1 項 2 号の適用に当たっては同号ただし書イに該当すると解さざるを得ず、また、同項 7 号柱書きに関して諮問庁が主張する「おそれ」についても、審査請求人に対して署長意見書を送付した後に行われた原処分に際して当該情報を開示することにより新たに生ずるとは認め難い。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 1 0 の 5 欄に掲げる部分について

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定届及び 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届に記載された労働者数であり、これは、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定及び 1 年単位の変形労働時間制に関する協定（以下「3 6 協定等」という。）に記載された労働者数に対応するものである。

3 6 協定等については、労働基準法 1 0 6 条 1 項により、事業場の労働者に対する周知義務があり、いずれの協定届も審査請求人が当該事業場の労働者であった期間のものであるから、当該部分に記録された情報は審査請求人が知り得る情報であると認められ、下記（2）イ（ア）で判断する、他の時点及び局面で作成された文書に記録された労働者数とは異なり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当せず、開示すべきである。

エ 通番 1 4 の 5 欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人 A から審査請求人に対して交付された雇用通知書に押印された当該法人の印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当せず、開示す

べきである。

オ 通番 15 の 5 欄に掲げる部分

当該部分は、個人の氏名であることから、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

しかしながら、当該情報は審査請求人が受診した健康診断結果の通知に記録されたものであるから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番 32 の 5 欄に掲げる部分

(ア) 通番 32 の不開示維持部分（「1 頁ないし 60 頁 不開示部分」に限る。）

当該部分は、特定労働基準監督署の照会を受け、特定法人 B が提出した診療内容を記録した文書である。当該部分に記載されている情報は審査請求人本人の受診歴等に関する情報であり、審査請求人において推認が可能な情報と認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号ロ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番 32 の不開示維持部分（「61 頁 宛先部分」に限る。）

当該部分は、諮問庁がその一部を新たに開示する旨説明する部分（文書番号 15 の②の文書の 61 頁以降）においてなお不開示を維持すべきとする部分である「61 頁 宛先部分」に記載された法人名（特定法人 B）である。

上記アで述べたとおり、諮問庁が新たに開示する旨説明する文書番号 15 の②（61 頁）の不開示部分には文書の表題が含まれており、また、当該表題の文書の宛先となり得る法人は、新たに開示される文書の内容に鑑みれば審査請求人が容易に知り得る特定の法人であることは明らかである。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号ロ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(２) その余の部分（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項２号該当性について

(ア) 通番４の不開示維持部分（「３５頁 不開示部分」に限る。）

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄及び「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄に記載された、特定時点における特定事業場の労働者の職氏名及び同事業場以外の個人の氏名等並びに被聴取者であるか否かを示す記号の有無である。

当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、法７９条２項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、特定事業場の労働者の職氏名及び同事業場以外の個人の氏名等は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である、被聴取者であるか否かを示す記号の有無は、これを開示すると、組織図の位置関係から、被聴取者が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番４の不開示維持部分（「４５頁 資料No. ４、７、３６ないし４２の不開示部分（⑦部分を除く。）」に限る。）、通番６、通番９、通番１５（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）、通番１９、通番２１及び通番２９の不開示維持部分

当該部分は、（i）調査復命書の添付資料リストに記載された被聴取者の氏名等、（ii）調査復命書の「調査結果」欄に引用記載された個人の氏名等、（iii）使用者報告書に記載された担当者の役職及び氏名、人員配置表に記載された従業員の氏名等、（iv）昼夜連絡帳に記載された従業員の氏名及び印影、特定労働基準監督署へ書類を送付し、又は同監督署からの書類の送付先となった特定法人Ａの担当者の役職及び氏名、（v）主治医意見書に記載された医師の署名及び印影、意見書提出依頼に記載された特定医療機関の担当者の氏名並びに（vi）診療録に記載された審査請求人以外の個人と医師等とのやりとりといった、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が記載された部分であることが認められる。

当該部分は、いずれも、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

なお、当該部分のうち、署名や印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、開示する慣行があるとは認められない。

法７９条２項による部分開示の検討を行うと、氏名、役職（名）及び審査請求人との続柄は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを開示すると当該個人を特定又は推測することが可能となるおそれは否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項３号イ該当性について

（ア）通番１の不開示維持部分、通番１０の不開示維持部分（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）及び通番１２の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書及び特定事業場から提出された資料に記載された特定時点における特定事業場の労働者数等である。

当該部分は、特定法人Ａの経営資源の規模を示す内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番１７及び通番３０の不開示維持部分

当該部分は、特定労働基準監督署に対し特定事業場から提出された文書に記載された同事業場の特定部署において用いられているメールアドレスであり、これは一般に公にしていな特定法人Ａの内部管理情報であると認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法７８条１項７号柱書き該当性について

（ア）通番２の不開示維持部分、通番４の不開示維持部分（「５頁、６頁、８頁ないし１０頁、１３頁ないし２８頁、３３頁 聴取内容引用部分」のうち、別表の５欄に掲げる部分を除く部分）、通番７、通番８、通番１８（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）、通番２

0、通番 2 2 及び通番 2 3 の不開示維持部分

通番 2、通番 2 0 及び通番 2 3 の不開示維持部分は、労働基準監督機関の照会に対して主治医が提出した意見書の記載内容の一部並びにそれらを引用した調査復命書及び地方労災医員協議会専門部会座長意見書の記載の一部である。また、通番 4 の不開示維持部分（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）並びに通番 7、通番 8、通番 1 8（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）及び通番 2 2 の不開示維持部分は、特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取した聴取書等の記載及びそれを引用した調査復命書の記載である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、医師及び被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番 3 の不開示維持部分（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）、通番 4 の不開示維持部分（「1 0 頁 資料 No. 1 4 引用部分（⑦部分を除く。）」に限る。）、通番 5、通番 1 1、通番 1 6、通番 2 4、通番 2 5、通番 2 7、通番 2 8 及び通番 3 1 の不開示維持部分並びに通番 3 2 の不開示維持部分（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、労災認定の調査過程で事業場等から提出された資料の内容並びに当該資料や調査の過程で入手した情報の一部を引用し、あるいはその内容について言及した、調査復命書及び地方労災医員協議会専門部会座長意見書の記載の一部であり、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当し、それぞれの通番の 3 欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- エ 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない

部分について

通番 1 3 の不開示維持部分は、在籍者名簿に記載された審査請求人以外の従業員の氏名等であり、通番 2 6 の不開示維持部分は、退職者名簿に記載された元従業員の氏名等である。

当該部分について、諮問庁は、法 7 8 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人について記載された特定の個人に係る情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 7 8 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同項 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同項 3 号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の 5 欄に掲げる部分は、同項 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別表

1 文書番号及び文書名	2 不開示を維持する部分等	3 法78条1項該当号	4 通番	5 開示すべき部分
1 調査復命書	① 1頁 労働者数	3号イ	1	—
	② 2頁、31頁、32頁 主治医意見引用部分	2号、7号柱書き	2	—
	③ 3頁 不開示部分（⑦部分を除く。） 14頁、16頁、19頁、22頁 資料No. 32引用部分（⑦部分を除く。） 15頁、18頁 「認定事実」欄の不開示部分（⑦部分を除く。） 32頁 「2. 業務要因の検討」欄の不開示部分（⑦部分を除く。） 45頁 資料No. 26、32、44の不開示部分（⑦部分を除く。）	3号イ、7号柱書き	3	「45頁 資料No. 26、32、44の不開示部分（⑦部分を除く。）」のうち、資料No. 44に係る不開示維持部分
	④ 5頁、6頁、8頁ないし10頁、13頁ないし28頁、33頁 聴取内容引用部分 10頁 資料No. 14引用部分（⑦部分を除く。） 35頁 不開示部分 45頁 資料No. 4、7、36ないし42の不開示部分（⑦部分を除く。）	2号、7号柱書き	4	「5頁、6頁、8頁ないし10頁、13頁ないし28頁、33頁 聴取内容引用部分」のうち、次の部分 i 5頁、24頁及び25頁のうち、審査請求人以外の個人の氏名を

					除く部分全て ii 6 頁及び 2 8 頁認定事実欄の全て iii 2 1 頁ないし 2 3 頁のうち、5 頁、2 4 頁及び 2 5 頁においてかぎ括弧で囲んで引用された聴取内容に相当する聴取内容が記載された部分（審査請求人以外の個人の氏名が記載された部分を除く。）
		⑤ 1 9 頁、2 1 頁 資料 N o . 3 3 引用部分	3 号ロ、7 号柱書き	5	—
		⑥ 1 9 頁 資料 N o . 1 7 の不開示部分 1 9 頁、2 1 頁 資料 N o . 3 3 引用部分のうち氏名部分	2 号	6	—
		⑦ 3 頁、5 頁、6 頁、1 5 頁、2 4 頁、2 5 頁、2 8 頁、3 2 頁、3 3 頁 「事業場関係者」部分 5 頁、2 4 頁 「事業場提出資料」部分 8 頁 「（ ）」部分 1 0 頁 資料 N o . 1 4 引用箇所のうち 1 行	新たに開示	—	—

		目 14頁、16頁、19 頁、22頁 資料N o. 32引用部分のう ち「()」部分 32頁、33頁 2 (2)③の「事業場提 出資料」部分 36頁 不開示部分の 全て 45頁 受付年月日記 載部分、資料N o. 1 8、資料N o. 35			
2	請求人提出資料等	① 35頁 不開示部分	2号、7 号柱書き	7	—
3	聴取書	① 1頁ないし7頁 不開 示部分(②部分除 く。)	2号、7 号柱書き	8	—
		② 1頁 「年」・ 「月」・「日」・ 「(歳)」部分	新たに開 示	—	—
4	事業場提出資料①	① 1頁 役職、氏名 20頁ないし31頁 不開示部分(④部分除 く。)	2号	9	—
		② 1頁、83頁、85 頁、87頁、89頁、 91頁ないし95頁 労働者数	3号イ	10	1頁を除く全ての 部分
		③ 5頁、6頁 不開示部 分	2号、7 号柱書き	11	—
		④ 25頁 一部箇所 85頁、89頁、91 頁ないし95頁、氏 名	新たに開 示	—	—
5	事業場提出資料②	① 1頁、8頁、15頁、 22頁、29頁、36	3号イ	12	—

		頁、43頁、50頁、58頁、65頁、74頁、84頁 労働者数等			
		② 2頁ないし7頁、9頁ないし14頁、16頁ないし21頁、23頁ないし28頁、30頁ないし35頁、37頁ないし42頁、44頁ないし49頁、51頁ないし57頁、59頁ないし64頁、66頁ないし73頁、75頁ないし83頁、85頁ないし93頁 不開示部分	2号	13	—
6	事業場提出資料③	① 2頁 法人の印影	3号イ	14	全て
		② 24頁、25頁、27頁、31頁ないし144頁、146頁ないし318頁、323頁ないし394頁 氏名、印影 322頁、395頁 役職名、氏名	2号	15	「24頁、25頁、27頁、31頁ないし144頁、146頁ないし318頁、323頁ないし394頁 氏名、印影」のうち、健康診断結果の通知（24頁、25頁及び27頁）に記録された医師の氏名及び印影
		③ 31頁ないし144頁、146頁ないし318頁、323頁ないし394頁 不開示部分	3号ロ、7号柱書き	16	—

		④ 322頁 メールアドレス	3号イ	17	—
		⑤ 322頁 電話番号、FAX番号	新たに開示	—	—
7	聴取書等	① 1頁ないし34頁 不開示部分（②部分を除く。）	2号、7号柱書き	18	文書番号1の文書の5頁、24頁及び25頁においてかぎ括弧で囲んで引用された聴取内容に相当する聴取内容が記載された部分（審査請求人以外の個人の氏名が記載された部分を除く。）
		② 1頁、7頁、13頁、18頁、23頁、28頁 「年」・「月」・「日」・「（歳）」部分 32頁 年月日記載部分	新たに開示	—	—
8	主治医意見書等①	① 2頁 印影 76頁、78頁、79頁、81頁、83頁ないし88頁、91頁、107頁、108頁、116頁、117頁、125頁、129頁、132頁、139頁、140頁、145頁、152頁、154頁、158頁、159頁、161頁、162頁、164頁、165頁、	2号	19	—

		167頁、168頁、 170頁、172頁、 175頁、176頁、 181頁、183頁、 185頁 不開示部分			
9	主治医意見書等②	① 1頁、2頁 主治医意見部分	2号、7号柱書き	20	—
		② 2頁、22頁 氏名、印影	2号	21	—
		③ 21頁 不開示部分	2号、7号柱書き	22	—
10	専門部会意見書	① 1頁 主治医意見引用部分	2号、7号柱書き	23	—
		② 1頁 「2. 業務要因の検討」欄の不開示部分（④部分を除く。）	3号イ、7号柱書き	24	—
		③ 2頁 不開示部分（④部分を除く。）	2号、7号柱書き	25	—
		④ 1頁 「事業場関係者」部分、2（2）③の「事業場提出資料」部分 2頁 「事業場提出資料」部分、「事業場関係者」部分	新たに開示	—	—
11	事業場提出資料④	① 1頁 全て	3号イ、7号柱書き	26	—
		② 1頁 標題部分	新たに開示	—	—
12	事業場提出資料⑤	① 1頁ないし25頁 全て	3号イ、7号柱書き	27	—
13	事業場提出資料⑥	① 1頁ないし5頁 不開示部分	3号イ、7号柱書き	28	—
1	事業場提	① 1頁 氏名、役職	2号	29	—

4	出資料⑦	② 1 頁 メールアドレス	3 号イ	3 0	—
		③ 2 頁ないし 7 頁 不開示部分	3 号イ、 7 号柱書き	3 1	—
		④ 1 頁 氏名・役職・メールアドレスを除く部分	新たに開示	—	—
1 5	診療記録	① 1 頁ないし 6 0 頁 不開示部分 6 1 頁 宛先部分	3 号ロ、 7 号柱書き	3 2	法人の印影を除く全ての部分
		② 6 1 頁 宛先を除く部分 6 2 頁ないし 6 4 頁 全て	新たに開示	—	—

(注) 諮問庁の理由説明書の別表を基に、当審査会事務局において作成した。